「ベイスターズ通り振興会」会則

(名称)

第1条 本会は「ベイスターズ通り振興会」(以下振興会)と称する。

(目的)

第2条 本会はベイスターズ通りを中心として、横浜 DeNA ベイスターズの応援、地域の環境整備・改善、会員の交流・親睦を図るとともに、明るく住みよい活力に溢れた街づくりと商店街・地域経済の振興を推進することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達するために次の事業を行う。

- 1) 商店街・地域振興のための各種事業活動及び交流活動
- 2) 商店街・地域振興に関する調査、検討及び広報活動
- 3) 商店街・地域の環境整備及び改善
- 4) 横浜 DeNA ベイスターズの応援
- 5) その他の上記にかかわる一切の事業。

(会員の種類及び資格)

第4条 会員の種類及び資格は、次のとおりとする。

- 1) 正 会 員 原則としてベイスターズ通り沿いに住居又は事務所・店舗を有する企業及び個人とする。「通り沿い」の解釈は、縦が本町通りから尾上町通り、横がみなと大通りから関内桜通りまでに囲まれた地域とする。 但し、「振興会」の運営上理事会が必要と認めた者はこの限りでない。
- 2) 賛助会員 「振興会」の目的及び事業に協力、支援をする企業及び個人。

(会費)

第5条 正会員・賛助会員は別途理事会の定める入会金・会費を納めなければならない。

(役員)

第6条 「振興会」の役員は5名以上20名以内とし、役職は次のとおりとする。

- 1) 理事長 (1名)
- 2) 副理事長 (若干名)
- 3) 監事 (1名以上)
- 4) 理 事 (上記以外の者。会計理事(1名以上)を含む)

(役員の職務)

第7条 ①理事長は会の運営を代表し、会の事務を統括する。

- ②副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故または支障ある時はその職務を代行する。
- ③理事は理事長を補佐し、事務を審議・処理する。
- ④会計理事は収入及び支出事務を統括する。
- ⑤監事は会の収入及び支出に関する帳票を監査し、理事会及び総会に報告する。

(役員の選任、任期)

- 第8条 ①役員は本会の正会員たることを要し、総会において選任及び解任される。
 - ②理事長・監事は役員の互選により定める。
 - ③副理事長・会計理事は理事長が任命する。
 - ④役員の任期は2年とする。但し補欠役員任期は残任期間とする。
 - ⑤役員は再任されることができる。
 - ⑥理事長、監事及び会計理事は辞任し、又は任期が満了した場合においても後任者が 就任するまではその職務を行わなければならない。但し、監事及び会計理事につい ては、別に同一役職にある者がいる場合は、この限りでない。

(特別顧問・顧問)

第9条 「振興会」に特別顧問、顧問を置くことができる。

(会議の種類)

- 第10条 ①会議は総会・理事会とする。
 - ②総会は正会員をもって構成し、理事会は役員をもって構成する。

(総会の種類及び招集)

第11条 総会は定時総会と臨時総会の2種類とする。定時総会は年1回、臨時総会は理事長が 認めた時これを招集する。

(会議の議長)

第12条 総会及び理事会の議長は理事長がこれにあたる。

(総会の定足数及び議事)

第13条 総会の定足数は正会員の1/3以上とし、議事は出席者の過半数をもってこれを決する。

(理事会の招集)

- 第14条 ①理事会は理事長が必要とした時に招集される。
 - ②理事5名以上の要求がある時、理事長がこれを招集する。

(理事会の定足数及び議決)

第15条 理事会の定足数は、議決権を有する理事の 1/3 以上とし、議事は出席理事の過半数を もって議決する。

(委員会の設置)

- 第16条 ①「振興会」はその目的達成のため委員会を置くことができる。
 - ②委員会の設置は別に定める。

(事務局)

第17条 「振興会」は理事会の定めるところにより事務局を置く。

(会計年度)

第18条 「振興会」の会計年度は4月1日から翌年の3月31日までとする。

(会則の効力の発生)

第19条 この会則は1999年4月1日から効力を発生する。

最終改定日:2022年4月27日